

十勝圏複合事務組合議会特別委員会条例

〔平成 30 年 2 月 28 日〕
条 例 第 11 号

(特別委員会の設置)

- 第 1 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で決定する。
 - 3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間
在任する。

(準用規定)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、前条第 1 項の規定により設置された特別委員会に関する必要な事項については、帯広市議会委員会条例（平成 15 年帯広市条例第 1 号）を準用する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。